

臨時教育研究評議会議事要録

日 時 平成25年6月17日（月）13時00分開会～14時00分閉会

場 所 本部5階大会議室

欠席者 秋重教育学部長，並河評議員，田邊評議員，板村評議員，高須評議員，大庭評議員

陪席者 山崎監事

議題1. 大学院法務研究科の今後について

朝田法務研究科長から資料に基づき、大学院法務研究科の組織見直し（案）として、次の4点について説明があった。

- (1) キャンパス分散型広域連合法科大学院構想の概要及び連合化により期待される効果並びに現在連合化の相手先候補大学と行っている協議の進捗状況
- (2) 連合化への転換に伴い、現法務研究科の平成27年度入試は実施しないこと。
- (3) キャンパス分散型の連合化による教育実施体制の概要
- (4) 現法務研究科の在學生、修了生の教育指導及び教員の受け皿として設置する山陰法務教育研究センターの概要

続いて、質疑応答及び意見交換が行われ、審議の結果、次の3点が承認された。

- (1) 現法務研究科の組織見直しを行い、平成27年4月実施に向けキャンパス分散型広域連合法科大学院構想を推進すること。
- (2) 現法務研究科としての平成27年度（平成27年4月入学）の学生募集を停止すること。
- (3) 学生募集停止後も現法務研究科の在學生及び新司法試験を受験する修了生に対する教育指導を継続すること。

なお、山陰法務教育研究センターの設置については、在學生等の受け皿となる新組織が必要であることは認められたが、その具体的な業務内容等については継続審議することとされた。

質疑応答及び意見交換の概要は次のとおりである。

- ・連合化により受験生確保の問題が改善される見込みはあるのかとの質問があり、朝田研究科長から、連合化により構成大学が相互補完的な教育体制を取ることで新司法試験の合格者が増えれば受験生の増加に繋がること、また、構成大学が持つ志願者確保のノウハウを相互に活用できること等のメリットについて説明があった。
- ・連合化後の学生定員について質問があり、朝田研究科長から学生定員を減らす方向で連合化の相手先候補大学と協議を行っているとの説明があった。
- ・平成26年度入試（平成26年4月入学）の募集定員及び連合化に伴う転籍等の取扱いの募集要項への記載について質問があり、朝田研究科長から平成26年度入試の募集定員は平成25年度と変更がないこと、また、転籍等については学生と個別に対応することを考えており、募集要項の記載内容については早急に検討したいとの説明があった。
- ・山陰法務教育研究センターの教育実践・教育プログラムとして「法文学部等での法学専門教育の実施・授業提供」が掲げられているが、これについては事前に協議を受けていないため、ここで認めることはできない。現在法務研究科の教員が法文学部で授業を行

っているが、同センターの教育プログラムとは別のものである。組織が変わるのであれば、改めて協議をお願いしたい。

- 組織見直し後の具体的な教員の配置数が示されないと、見直し後の組織については議論できないのではないか。
- 組織見直し後の現法務研究科の在学生、修了生の教育指導及び教員の受け皿として新組織の必要性は理解できるが、山陰法務教育研究センター設置については、十分な議論が尽くされておらず、本日その設置を決定するのは早急過ぎるのではないか。